

新しいタイプの商標を登録出願する場合のポイント

【書類名】 商標登録願
 (【整理番号】)
 (【提出日】 平成 年 月 日)
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【商標登録を受けようとする商標】

出願する商標のタイプに合わせて、
 【動き商標】、【ホログラム商標】、
 【色彩のみからなる商標】、
 【音商標】 又は 【位置商標】
 と記載します。

【○○商標】
 【商標の詳細な説明】
 【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

商標登録を受けようとする商標を
 特定するように、商標の詳細な説
 明を記載します。(音商標の場合
 は、記載は任意です。)

【第 類】
 【指定商品 (指定役務)】

【商標登録出願人】

(【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【代表者】
 (【国籍】)

① 又は 識別ラベル

音商標については、商標法第5条
 第4項の物件として、その音をM
 P3形式で記録したCD-R又は
 DVD-Rを添付します。



【代理人】
 (【識別番号】)
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 (【手数料の表示】)
 (【予納台帳番号】)
 (【納付金額】)
 【提出物件の目録】

【物件名】 商標法第5条第4項の物件 1

新しいタイプの
 商標が出願できる
 ようになります！

新しいタイプの商標の 保護制度

商標には、文字商標、図形商標、立体商標、これらの結合商標などの
 タイプがありますが、
 新たに、

動き商標

ホログラム
 商標

色彩のみから
 なる商標

音商標

位置商標

が新しいタイプの商標として登録が可能となりました。

※作成要領の詳細については、以下の特許庁ホームページを御覧ください。



新しいタイプの商標の保護制度について、詳しくは、

特許庁ホームページ

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

商標 → **新しいタイプの商標の保護制度について**

→ **新しいタイプの商標の保護制度について**

を御覧ください。

問い合わせ先

特許庁 〒100-8915 東京都千代田区霞が関3丁目4番3号
 TEL 03-3581-1101(代表・9時00分から17時30分)

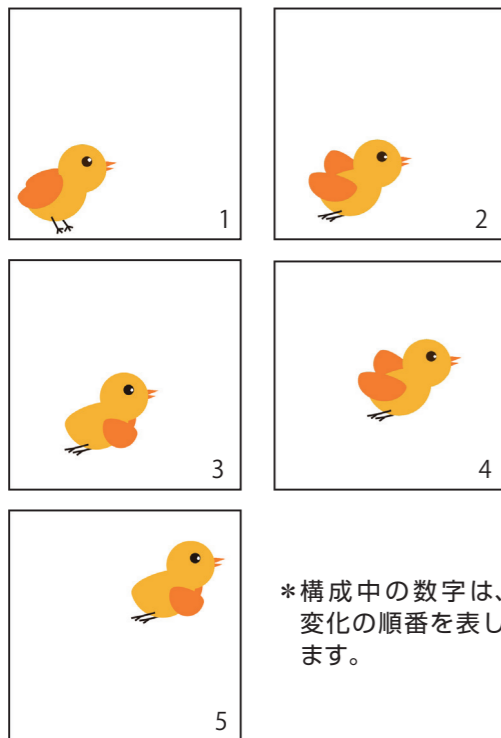
- 制度改正について ———— 商標課商標制度企画室 内線 2806
 E-mail : PA1T80@jpo.go.jp
- 審査基準・運用について ———— 商標課商標審査基準室 内線 2807
 E-mail : PA1T00@jpo.go.jp
- 手続きについて ———— 審査業務課方式審査室商標方式担当 内線 2657
 E-mail : PA1200@jpo.go.jp

平成27年
 4月1日から
 新しいタイプの商標の
 出願受付開始

新たに保護対象に追加された商標のタイプ

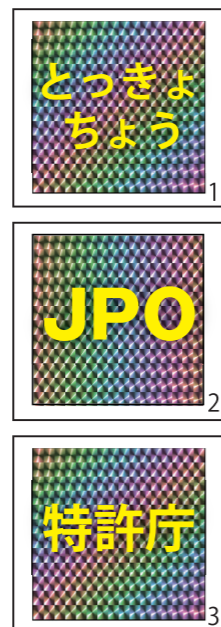
動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標
(例えば、テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など)



ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標
(見る角度によって変化して見える文字や図形など)



*上記構成中の数字は、見る角度により表示される内容を説明するためのものであり、例えば、左側から見た場合には1、正面から見た場合には2、右側から見た場合には3のように見えることを表します。

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せからなる商標 (これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標)
(例えば、商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)



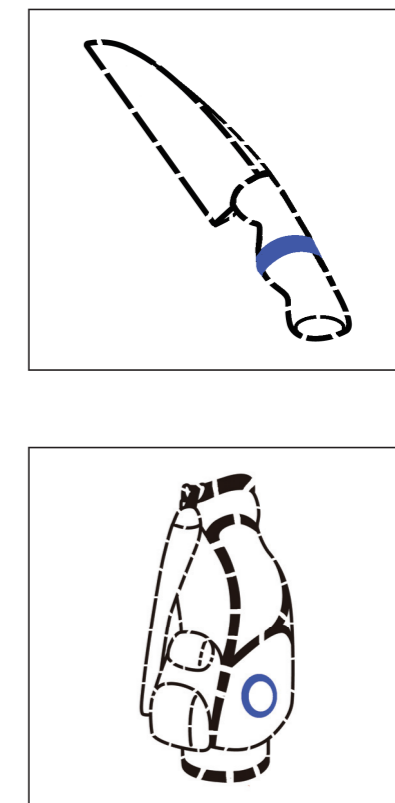
音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標
(例えば、CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)



位置商標

図形等の商標であって、商品等に付す位置が特定される商標



Q 商品パッケージなどに使っている色やテレビCMで使っているメロディー (音) を登録しないといけないの？

- A**
- 色彩のみからなる商標については、原則識別力が無いものとして商標登録されません。
 - 商品が通常発する音、単音、自然音を認識させる音、楽曲としてのみ認識される音等からなる音商標については、原則識別力が無いものとして商標登録されません。
 - 仮に、新しいタイプの商標として他人に登録された場合であっても、施行日前から使用している新しいタイプの商標については、従来の業務範囲内で使い続けることができます (継続的使用権)。

なお、位置商標については、従来から保護が認められていた商標について、その商標を付す位置が特定されるにすぎないものであることから、継続的使用権を設けておりません。

Q 新しいタイプの商標と他の商標との類否の審査は？

- A**
- 商標の類否の審査は、出所の混同が生じると考えられるものについては、タイプを越えて判断します。
 - 例えば、図形商標と、この図形が単に移動する動き商標とは、類似すると考えられます。



- 文字商標と、この文字を単に読み上げた音商標とは、類似すると考えられます。

